

令和8年4月から

# 「剪定枝の リサイクル」 が始まります!!



令和8年4月より、ごみの減量化と循環型社会実現のため、剪定枝のリサイクルが始まります。寒川町民の皆さんが出された剪定枝は、腐葉土や堆肥の原料、バイオマス発電の燃料等に生まれ変わります。それに伴い、自己搬入先等が変更となりますので、お知らせします。

## 令和8年4月からの変更点



◆令和8年4月より、「剪定枝」の自己搬入先は、「(株)都実業 グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所（茅ヶ崎市赤羽3895）」に変更となります。



◆これまで「処理困難物」に分類されていた、長さ・太さの枝木・幹が自己搬入できるようになります。



◆薬剤（除草剤、防虫剤等）を散布した枝木・幹は、「可燃ごみ」として出すこととなります。

（散布後、一定の期間（2ヵ月程度）が過ぎ、薬剤が残留していない場合は、「剪定枝」として出すことができます）

寒川町 環境経済部 環境課 資源廃棄物担当

TEL : 0467-74-1111

# 「剪定枝」の自己搬入について

## 搬入ができる場所

令和8年4月より、「剪定枝」の自己搬入先は、  
「(株)都実業 グリーンリサイクル 茅ヶ崎営業所(茅ヶ崎市赤羽根3895)」  
に変更となります。



※カーナビの住所検索では、正しい位置情報が表示されない場合があります。地図を参照してお越しください。

## 搬入ができる日時

- 月曜日から土曜日  
9時00分～12時00分 / 13時00分～16時00分  
(※GW、お盆、年末年始は、事前に町ホームページ等をご確認ください)

## 搬入ができる品目

寒川町内でかつ搬入者の所有地及び占有地から発生した以下の品目

- 剪定枝 (枝木、幹、切り株、竹、シュロ、ソテツ)
- 草や葉 (花、つる等も含む)  
(※ひもで束ねたり、袋に入れる必要はありません (不使用推奨)。ひもや袋を使用していた場合は、自身でひもをほどいたり、袋から出して搬入した後、お持ち帰りください)  
(※土や石、針金等は取り除いてください。草、根はよく叩いて、土が落ちないくらいまで除去してください)  
(※大きさや重さの制限はありません。ひもで束ねることができない小さな枝木や、ごみ集積所に出せるサイズを超えたものも自己搬入できます)  
(※木材・木製品、農作物 (野菜や果実、収穫後のつるや茎も不可)、薬剤 (除草剤、防虫剤等) を散布したもの (一定の期間が過ぎ、残留していないものは可) は不可)  
(※事業所から出たものは不可)  
(※造園業者等に剪定を依頼したものは不可)

## 搬入ができる人

- 発生場所の所有者又は占有者本人  
(※事業者による代理搬入はできません)  
(※やむを得ない理由により、本人が搬入できない場合、親族による搬入は可)

## 搬入時に必要なもの

- 「剪定枝自己搬入届出書」  
(※必ず、事前に記入してください)
- 「本人確認書類 (運転免許証やマイナンバーカード等)」  
(※親族による搬入の場合でも、発生場所の所有者又は占有者の本人確認書類が必要です)
- 搬入者の住所と、発生場所の住所が異なる場合のみ  
「搬入者が発生場所を所有又は占有していることの証明書類の写し (土地の登記簿や公共料金のお知らせ等)」  
(※受付時に本人確認書類と併せて提示が必要となります)

## 手数料

無料

## 搬入の手順

- 事前に「剪定枝自己搬入届出書」に必要事項を記載して準備する
- (株)都実業へ行き、剪定枝等を載せたまま、車ごと計量
- 受付で届出書等を提出し、本人確認等を行う  
(※必ず『寒川町の〇〇です』と教えてください)  
(※「本人確認書類」と、必要な場合は、「発生場所を所有等していることの証明書類」を提示してください)
- 誘導に従い、自身で荷降ろし  
(※ひもで束ねている場合はほどく、袋に入れている場合は袋から出す)
- 再度、受付で車ごと計量
- 車から降りて、伝票にサイン

## 注意事項

- 後日、搬入の内容について、町から確認のお電話をする場合がありますのでご了承ください。

## 「剪定枝自己搬入届出書」の書き方

- ◆「剪定枝」の自己搬入をする際は、**必ず、事前に「剪定枝自己搬入届出書」に必要事項を記載してから、(株)都実業に自己搬入するよう**にしてください。

令和 8 年 4 月 1 日

(あて先) 寒川町長

剪定枝 自己搬入届出書  
(一般町民用)

住 所 寒川町 宮山 165

搬入者 氏 名 寒川 太郎

電 話 XXXX-XX-XXXX  
(※発生場所の所有者又は占有者に限ります)  
(※搬入者本人がやむを得ない理由により、自身で搬入が出来ない場合は、以下も記入してください)

代理人 氏 名 寒川 花子

搬入者との関係性  子  親  兄弟姉妹  その他 ( )

本人が搬入できない理由  入院  施設入所  その他 (本人高齢のため)  
(※事業者による代理搬入はできません)

標記の欄について、剪定枝を自己搬入したいので、次のとおり届け出ます。

1 発生場所	寒川町 <u>寒川町 宮山 165</u> (※剪定枝の発生場所は、寒川町内でかつ搬入者の所有地又は占有地に限ります。搬入者住所と発生場所が異なる場合は、搬入者が発生場所を所有又は占有していることの証明書類の写し(土地の登記簿や公共料金のお知らせ等)を提示してください)
2 樹 種	いづれか1つの□に✓を記入ください <input type="checkbox"/> 枝・葉・つる <input type="checkbox"/> 幹 <input type="checkbox"/> 草 <input type="checkbox"/> 根株 <input type="checkbox"/> 竹 <input type="checkbox"/> 竹根 <input checked="" type="checkbox"/> 混載 (※樹種が複数ある場合には、「混載」の□に✓を記入ください) (※木材や木製品、農作物、薬剤を散布した物や事業系ごみ等は搬入できません) 以下の事項について搬入者が誓約してください。誓約する場合は、□に✓を記入ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入者は、以下の事項について誓約します。
3 誓約事項	<b>誓約事項</b> 今回の自己搬入について、不適正な搬入(寒川町外で発生した剪定枝の搬入や事業活動に伴って発生した剪定枝の搬入など)が認められた場合は、処分費の請求に応じるとともに以後の搬入を禁止されることと異論ないことを誓約します。

【注意事項】

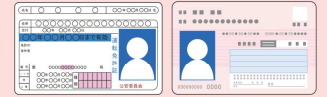
- 搬入の際は必ずこの届出書をご提出ください。届出書の提出が無い場合は搬入できません。
- 事業活動に伴って発生した剪定枝の搬入は、この届出書を使用して搬入することはできません(※事業者が直接、(株)都実業に搬入する場合は別途有料となります)。
- 剪定枝を束ねていた紐やごみ袋がある場合には、お持ち帰りください。
- 搬入可能な日時は月～土の9:00～12:00、13:00～16:00となります。  
(※年末年始やお盆休み、GW等を除く。詳細は町ホームページを参照)。

御都実業記入欄

本人(搬入者)確認書類:  運転免許証  マイナンバーカード(資格確認書)  旅券  
 納税証明書  登記事項証明書  その他 ( )

搬入量: \_\_\_\_\_ kg

- 搬入者の住所、氏名、電話番号を記入してください。  
※「搬入者」とは「剪定枝」の発生場所の所有者又は占有者のことをいいます  
(※自己搬入をする際は、記載された搬入者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)を受付で提示してください)



- やむを得ない理由により、本人が搬入できず、親族による搬入を行う場合は、その親族の氏名、電話番号、関係性、本人が搬入できない理由を記入してください。  
(※実際に車両を運転し、搬入作業を行う親族の氏名を記入してください)  
(※関係性は、搬入者本人からみた関係性を記入してください)  
(※事業者による代理搬入はできません)

- 搬入する「剪定枝」等の発生場所を記入してください。  
(※搬入ができるのは、**寒川町内でかつ搬入者の所有地又は占有地から発生したもの**だけです)  
(※「搬入者の住所」と「発生場所の住所」が異なる場合、「搬入者が発生場所を所有又は占有していることの証明書類の写し(※土地の登記簿や公共料金のお知らせ等)」を、受付で提示してください)

- 搬入する「剪定枝」等の樹種に、**✓**をしてください。  
(※樹種が複数ある場合には、「混載」の□に✓をしてください)

- 誓約事項を読んだ上で、**✓**をしてください。  
(※後日、搬入の内容について、町から確認のお電話をする場合がありますのでご了承ください)  
(※不適正な搬入が認められた場合、町は搬入者に処分費を請求し、以後の搬入を禁止します)

- ◆「剪定枝自己搬入届出書」の様式は町ホームページから取得できます。  
(※環境課窓口でも配布しています)

アクセスはこちら!



町ホームページ  
「剪定枝自己搬入届出書  
(一般町民用)」

## 「草木灰」の無料配布について

- ◆寒川町民の皆さんが出された「剪定枝」は、(株)都実業において、腐葉土や堆肥の原料、バイオマス発電用燃料としてリサイクルされますが、バイオマス発電に利用されたものは、「草木灰」という肥料に生まれ変わります。この「草木灰」は、町役場環境課や公共施設(寒川広域リサイクルセンター、寒川町美化センター)で無料配布を行います。  
(※町内在住・在勤の方が対象です)(※一人1回につき、2袋までとさせていただきます)  
(※転売は固く禁じます)(※(株)都実業においても配布をされています)



### 「草木灰」って?

草や木を燃焼させた後の灰です。カリウムと石灰分を多く含む、強アルカリ性の肥料となります。主として酸性土壌の中和剤として使用できますが、pHの値が大きくアルカリに傾くので、用量等にはご注意ください。

(※使用方法や用量によっては、植物の生育を阻害することがあります。使用によって、植物に悪影響が出た場合でも、責任を負いかねますので、必ずご自身で使用方法について調べてから、ご利用ください)

(※使用の際には、マスクや手袋等を使用し、直接触らないようにしてください。必ず、パック裏面の使用方法を確認の上でご利用ください)

# 「剪定枝」の出し方（※自己搬入以外）

- ◆「剪定枝」とは、庭木を剪定・伐採したもので、加工していない枝木・幹です。
- ◆長さ50cm以下、直径10cm以下までの枝木・幹が「剪定枝」として、ごみ集積所に出すことができます（※竹や繊維質の樹木も「剪定枝」として出すことができます）。
- ◆「剪定枝」としてごみ集積所に枝木・幹を出す際は、泥や土を落としてから、ひもで小さく束ねて出してください（※袋には入れないでください）。
- ◆木材・木製品（加工された木の板や棒等）、ひもで束ねることができない小さな枝木、草や葉は「可燃ごみ」として出してください（※枝木についた葉は、そのまま「剪定枝」として出すことができます）。
- ◆「剪定枝」として、ごみ集積所に出せるサイズを超えた枝木・幹のうち、長さ2m未満で直径20cm以下までのものは、「大型ごみ」として出すことができます（※それ以上のサイズは、町で収集いたしません。株都実業に自己搬入されるか、専門業者にご相談ください）。

## 「剪定枝」として出せないもの

- 木材・木製品（加工された木の板や棒等）▶「可燃ごみ」
- 草や葉▶「可燃ごみ」（※「中身の見える透明な袋」で出せる。**NEW**ただし、株都実業に自己搬入もできる）
- ひもで束ねることができない小さな枝木▶「可燃ごみ」（※**NEW**ただし、株都実業に自己搬入もできる）
- 農作物（野菜や果実。収穫後のつるや茎等も不可）
- NEW**▶「可燃ごみ」（※農業として行ったものは、事業系ごみとなるので、自己の責任で処分してください）
- 薬剤（除草剤、防虫剤等）を散布したもの
  - ▶「可燃ごみ」一定の期間（2カ月程度）が過ぎ、薬剤が残留していない場合は「剪定枝」で出せる
- ごみ集積所に出せるサイズを超えた枝木・幹のうち、長さ2m未満で直径20cm以下のもの
  - ▶「大型ごみ」（※要予約。有料。3本まで1点扱い。**NEW**ただし、株都実業に自己搬入もできる）
- ごみ集積所に出せるサイズを超えた枝木・幹のうち、長さ2m以上又は直径20cmを超えるもの
  - ▶「処理困難物」として専門業者に処分を依頼する（※**NEW**ただし、株都実業に自己搬入もできる）
- 事業所から排出されたもの、造園業者等に剪定を依頼したもの
  - ▶「事業系ごみ」（※町では収集等できません。事業所の責任で処分してください）



・点線  で囲まれているものは、「剪定枝」と同じ場所に自己搬入はできます（※詳細は2～3ページをご参照ください）。